令和元年（２０１９年）９月６日

子ども・子育て会議資料

子ども教育部保育園・幼稚園課

中野区保育の質ガイドライン（案）について

中野区保育の質ガイドライン（案）（以下、「本ガイドライン」という）は、基本的な考え方や確保されるべき保育の質について、中野区子ども・子育て会議を通じて検討部会の検討結果報告を受け、下記のとおりまとめたものである。

記

１　本ガイドライン策定の背景と基本的な考え方

平成３０年度に保育所保育指針、幼稚園教育要領等が全面改定され、令和２年度には新しい学習指導要領が全面実施される予定である。就学前教育・保育施設においては、保育所保育指針等に基づき、これまでも区内の区立、私立の就学前教育・保育施設が連携を図りながら一定の保育の質を確保してきたところである。

今後も区内の就学前教育・保育施設が保育の基本的な考え方を共有し、より一層の保育の質の確保・向上を図ることを目的として、本ガイドラインを策定する。

２　本ガイドラインの位置付け

　本ガイドラインは、中野区子ども・子育て支援事業計画の基本理念を実現する一つの手立てとして、中野区就学前教育プログラムと同様に、子どもたちの最善の利益を守り、一人ひとりの子どもの発達に適切な援助を行う各就学前教育・保育施設の基本的な指針となるものである。

３　本ガイドラインの概要

　「１ 中野区の保育」

出生から就学期までの発達段階に応じた子どもの心情、意欲、態度を注視し、保育者等が子どもに寄り添うことが特に重要であるとしている。そのうえで、一般論に偏らないよう、散歩、食育、プール・水遊び等、具体的な場面を想定した保育について説明している。また、児童憲章、子ども・子育て支援法や各種資料を引用することで、国制度との関係性が理解できるようにしている。

　「２ 保育者等の資質向上の取組」

保育者等には責任感、倫理観、専門知識が求められるため、研修や合同研究等、区の取組について紹介している。

　「３ 施設の運営体制」

保育者等が持てる資質・能力を発揮するには、運営事業者による人材確保と人材育成、事業経営が健全に行われることが不可欠であるとしている。

　「４ 保育の質の向上のため、それぞれに求められること」

事業者、保育者、保護者、地域、区が一体となって取り組むことが重要であるとし、それぞれの立場で取り組むべきことを示している。

４　利用者向けに工夫した点

　保育者向けに工夫した点としては、子どもの目線に立って保育を行うため、参考となる「目指す子ども像」を項目ごとに設定している。また、どのような保育を行っていくのかを明確にするため、「保育者等の取組」を項目ごとに設定している。さらに、保育者等が自らの保育の確認、振り返りがすぐにできるようチェックリストを盛り込んでいる。

区民や保護者向けに工夫した点としては、親しみやすさを感じ、手にとって読みたくなるよう、イラスト、写真、図表等を多用している。

５　検討部会の開催状況

|  |  |
| --- | --- |
| 第１回 | 平成３０年１２月２１日 |
| 第２回 | 平成３１年　３月　６日 |
| 第３回 | 令和元年　５月１５日 |
| 第４回 | 令和元年　７月　５日 |
| 第５回 | 令和元年　８月２８日 |

６　今後のスケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| １１月 | 議会報告（意見募集について） |
|  | 事業者・保護者・区民への周知（意見募集） |
| １２月 | 子ども・子育て会議（区への答申） |
|  | 議会報告（ガイドライン案について） |
|  | ガイドライン決定 |
| ３月 | 議会報告（ガイドライン策定について） |
|  | ガイドライン配付 |